

相模原市監査委員公表第17号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、令和2年度及び令和3年度の包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和5年10月4日

相模原市監査委員 高 梨 邦 彦

同 橋 本 慎 一

同 阿 部 善 博

同 森 繁 之

1 特定の事件(令和2年度)

子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について

2 監査対象部局

こども・若者未来局

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和5年10月2日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
<p data-bbox="220 698 481 736"><b>【子育て広場事業】</b></p> <p data-bbox="236 757 628 795">収支決算書の検証について</p> <p data-bbox="204 815 788 1308">事業運営出納帳の作成を義務付け、収支決算書とともに、必要に応じてこの事業運営出納帳を査閲し、支出内容についての質問や領収書との突合を行い、収支決算書との整合性をチェックする必要がある。さらに翌年度の収支予算書は、前年度収支決算をベースに予算建てが行われているかどうかを確認することも必要である。</p> <p data-bbox="491 1328 778 1366">(報告書 114頁)</p>	<p data-bbox="826 698 1088 736"><b>【子育て広場事業】</b></p> <p data-bbox="842 757 1235 795">収支決算書の検証について</p> <p data-bbox="810 815 1394 1128">事業運営出納帳については、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則に則り、従前から各園において作成されているが、補助金精算の際の収支決算書との整合性の確認が不十分であった。</p> <p data-bbox="810 1149 1394 1532">令和3年度以降の補助金精算にあたっては、収支決算書の支出額について一円単位までの金額を記入するよう指導し、収支決算書の確認の際には、必要に応じて事業運営出納帳や領収書の提出を求め、きめ細やかな確認作業を実施している。</p> <p data-bbox="810 1552 1394 1989">また、収支予算書についても、令和3年2月に開催した相模原市私立保育園・認定こども園園長会において、前年度収支決算をベースに予算建てを行うよう周知するとともに、提出された収支予算書の支出内容について、前年度の収支決算をベースに申請されているかを確認し、必要に応じて園に対し</p>

	<p>て予算の内容について聞き取りを行った。</p> <p>今後も、提出された収支予算書や収支決算書の確認の際には、関係書類の提出を求めるなど、金額が正しく記載されていることの確認を徹底する。</p>
--	--

- 1 特定の事件(令和3年度)  
防災に関する事務の執行について
- 2 監査対象部局  
危機管理局・消防局・都市建設局
- 3 措置に係る通知日  
市長から通知があった日 令和5年10月2日
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
<p><b>【相模原市防災協会補助金】</b></p> <p>定款に記載の事業内容について</p> <p>防災協会は、令和2年度に市からの要請を受けて、新型コロナウイルス感染者等移送を行う「感染症まん延防止等対策事業」を実施しているが、定款第4条の事業内容には合致しないと考えられる。</p> <p>定款のあり方について、防災協会と対応を協議する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(報告書 114頁)</p>	<p><b>【相模原市防災協会補助金】</b></p> <p>定款に記載の事業内容について</p> <p>定款のあり方について、防災協会の目的に合致する事業が実施できるよう防災協会と協議を行い、令和4年6月に開催した令和4年度定時社員総会において、定款を変更し、事業内容を定める第4条に「(3)その他この法人の目的を達成するために必要な事業」を加えた。</p>

- 1 特定の事件(令和3年度)  
防災に関する事務の執行について
- 2 監査対象部局  
危機管理局・消防局・都市建設局
- 3 措置に係る通知日  
市長から通知があった日 令和5年10月2日
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
<p><b>【消防車両購入費】</b></p> <p>検収書の取扱いについて</p> <p>役務費として「令和2年度緊急情報システム移設及び車載型無線装置関連作業」として14,018,400円(税込)を支出している。</p> <p>本役務の履行期限は令和3年3月31日であり、実際に令和3年3月31日までに検収を終了していたとのことである。しかしながら、相手方の求めにより、相手方の来庁日であった令和3年4月20日を検収日とした検収書を手渡している。</p> <p>実際に検収を終了した日付で記名すべきであり適切ではなかった。今後このようなことがないように留意する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(報告書 120頁)</p>	<p><b>【消防車両購入費】</b></p> <p>検収書の取扱いについて</p> <p>検収書の検収日の日付は検査検収を行った日を記載すべきものであることから、検査検収日の重要性を所属職員に周知し、令和3年度以降の検収書については、正確な検収日を記載している。</p>